

1. 目的

金城大学及び金城大学短期大学部（以下「両学」という。）は、その建学の精神に基づき「金城大学・金城大学短期大学部における障がい学生支援に関する基本指針」を定め、障がい学生の受け入れと修学等の支援を適切に行うこととしている。このガイドラインは、その基本指針の運用に関する具体的な内容を定めるものである。

2. 支援の対象となる学生の範囲

本ガイドラインにおいて支援対象となる「障がい学生」とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第2条第1項にて規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいい、これに該当する両学への入学希望者及び両学の学生（外国人留学生・研究生・科目等履修生を含む）である。また、本人が支援を受けることを希望しており、かつ、その必要性を認められた者とする。

3. 支援の範囲

「障がい学生」に対する支援の範囲は、両学の事業に関する以下の範囲とする。

- (1) 入試における合理的配慮
- (2) 修学における合理的配慮
- (3) 学生生活における合理的配慮
- (4) キャリア支援における合理的配慮

4. 支援の範囲に含まれない内容

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について」に則し、以下の内容はその支援に含まないこととする。

- (1) 教育の目的・内容・機能の本質的な変更を伴うもの
- (2) 両学に過重な負担を伴うもの
- (3) 両学の事業には付随しない個別的な生活に関するもの

5. 支援の実施

実際の障がい学生支援においては、本ガイドラインに基づいて両学が作成する「障がい学生支援の手引き」に従うこととする。

6. 改廃

本ガイドラインの改廃は、両学教授会の議を経て金城大学長が行う。

7. 附則

本ガイドラインは、2025年4月1日から施行する。